

# 公益財団法人 日本ゴルフ協会 懲戒規程

制定 平成28年 12月 13日

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という）の倫理規程第2条に定める関係者の懲戒処分等について、必要な事項を定める。

## (適用対象)

第2条 この規程は、倫理規程第2条に定める関係者に適用する。

## (懲戒の種類)

第3条 この法人が主催する競技の参加選手に対する懲戒の種類は次のとおりとし、その情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。

- (1) 戒告 口頭により注意する。
- (2) 譴責 始末書を提出させる。
- (3) 罰金 一定額の罰金を科す。
- (4) 出場停止・立入制限 一定期間又は永久に、この法人が主催する競技への出場停止若しくはこの法人に関連するイベント等の会場への立ち入りを禁止又は制限する。

2 この法人の会員に対する懲戒の種類は次のとおりとし、その情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。

- (1) 戒告 口頭により注意する。
- (2) 権利の停止 一定期間、会員としての権利を停止する。
- (3) 除名 会員の資格を喪失させる。

3 この法人の委員及びレフェリーに対する懲戒の種類は次のとおりとし、その情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。

- (1) 戒告 口頭により注意する。
- (2) 譴責 始末書を提出させる。
- (3) 立入制限 一定期間又は永久に、この法人に関連するイベント等の会場への立ち入りを禁止又は制限する。
- (4) 解除 委託契約等を解除する。
- (5) 資格の停止 一定期間又は永久に、この法人における資格を停止する。
- (6) 資格の降格 この法人における資格の等級を引き下げる。
- (7) 資格の剥奪 この法人における資格を剥奪する。

- 4 選手をサポートスタッフに対する懲戒の種類は次のとおりとし、その情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。
- (1) 戒告 口頭により注意する。
  - (2) 譴責 始末書を提出させる。
  - (3) 立入制限 一定期間又は永久に、この法人が主催する競技の会場又はこの法人に関連するイベント等の会場への立ち入りを禁止又は制限する。
- 5 本条第1項ないし第4項に定める者を除く倫理規程第2条に定める関係者に対する懲戒の種類は次のとおりとし、その情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。
- (1) 戒告 口頭により注意する。
  - (2) 譴責 始末書を提出させる。
  - (3) 減給 この法人から給与又は報酬の支給を受けている場合は、それを一定期間、一定割合減額する。ただし、労働基準法上の労働者の場合には、労働基準法 91 条を限度とする。
  - (4) 出勤停止 始末書を提出させるほか、3 ヶ月以内の期間を定めて出勤を停止する。
  - (5) 立入制限 一定期間又は永久に、この法人が主催する競技の会場又はこの法人に関連するイベント等の会場への立ち入りを禁止又は制限する。
  - (6) 降格 役職又は資格等級のいずれか又はその双方を引き下げる。
  - (7) 解任、解雇又は解除 この法人の役員等を解任し、職員を解雇し、又は委託契約等を解除する。
  - (8) 資格の停止 一定期間、この法人における資格を停止する。
  - (9) 資格の剥奪 この法人における資格を剥奪する。
- 6 違反者が第2条及び倫理規程第2条に規定する関係者に当たる地位のうち、複数の地位に該当する場合、それらの地位に対する各別の処分を併せて実施することができる。

(公正の保持)

第4条 懲戒は、公正かつ適正に行わなければならない。

(刑事裁判等との関係)

第5条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他のこの法人以外からの処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、この法人は、同一事案について、適宜に、その違反者を処分することができる。

(倫理委員会委員長への通知)

第6条 会長は、関係者が倫理規程第4条に定める違反を行ったおそれがあると認めるときは、倫理委員会の委員長に対しその旨通知する。

(処分の決定)

第7条 会長は、倫理委員会の委員長から、倫理委員会規程第10条5項に基づき、調査の結果と対応方針等の意見を受けたときは、これを速やかに理事会に諮ることとする。

2 理事会は、倫理委員会の意見を審議し、必要と認めるときは、この法人所定の規程・規則等に従って倫理規程第4条に違反した者に対して懲戒処分その他の相当な措置をすることができる。なお、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める方法により処分をするものとする。

(1) 事務局職員（事務局長及び重要な職員を除く。）の処分の場合 当協会所定の規程・規則等に基づき、取り扱うものとする。

(2) ナショナルチーム・日本代表選手の処分の場合 当協会所定の規程・規則等に基づき、取り扱うものとする。

3 会長は、前項に基づき処分が決定されたときは、決定後速やかに、当該処分の対象者に対し、書面によりその内容及び理由を通知しなければならない。ただし、当該処分の対象者の所在が知れないとき又は受領を拒むときその他通知が困難なときは、当協会に届出済みの知れたる住所宛に発送することをもって足りるものとする。

4 理事会は、第2項の場合、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分の公表)

第8条 理事会は、前条に基づき処分が決定された場合、処分を公表する必要があると判断したときは、公表することができる。

2 前項の公表の手段、内容及び期間については、理事会において決定する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(定めのない事項)

第10条 この規程の規定の解釈に疑義を生じた事項及び定めのない事項に関しては、理事会の決するところによる。

附 則

この規程は、平成29年 1月 1日より施行する。